



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

富山労働局発表
令和6年8月30日

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 佐竹 俊一
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

富山県最低賃金が改正されます

～ 10月1日から時間額998円に～

- 富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用される富山県(地域別)最低賃金を令和6年10月1日から50円引上げ、時間額998円に改正する官報公示を本日8月30日付けで行いました。
- 富山労働局では、今後、改正後の富山県最低賃金の周知や履行確保に取り組んでまいります。

また、賃金引上げに向けた支援策として、中小企業・小規模事業者向け国の助成金「業務改善助成金」、その上乘せ補助である県の補助金「富山県賃上げサポート補助金」や、すべての事業者が利用できる「キャリアアップ助成金」などの周知にも取り組んでまいります。

【改正までの経過】

- 6月28日、富山労働局長から富山地方最低賃金審議会に改正諮問。
- 8月5日、富山地方最低賃金審議会から富山労働局長に50円引上げを答申。
- 8月21日、異議申出に対する調査審議を経て、富山県最低賃金改正を決定。
- 本日8月30日、官報公示(10月1日から効力発生)。

【全国加重平均額】1,055円(見込み)

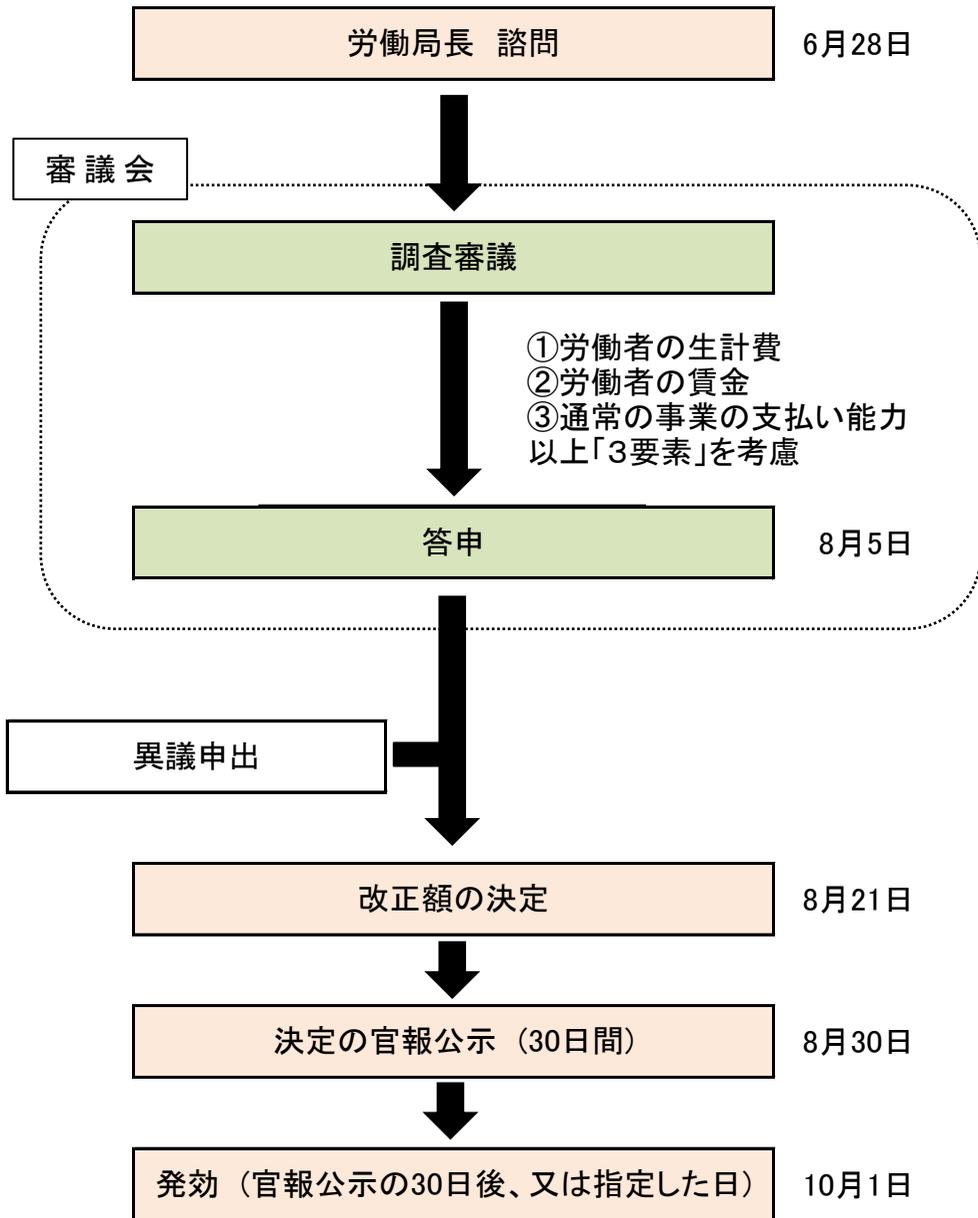
【富山県最低賃金額の推移(過去5年)】 昭和50年以降、最大の引上げ幅(額)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	849円	877円	908円	948円	998円
対前年度引上率	0.12%	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%
対前年度引上額	1円	28円	31円	40円	50円

【賃金引上げ環境整備等の支援策の一例】

- 業務改善助成金(事業場内最低賃金の引き上げを要件に、生産性向上に資する設備投資等への助成)
- キャリアアップ助成金(いわゆる非正規雇用の労働者の処遇改善等への助成)

最低賃金改定手続の流れ(イメージ)



確かめよう

富山県最低賃金



たしかめたん

富山県最低賃金（地域別最低賃金）は、年齢や雇用形態（パート・学生アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

時間額 998円

（引上げ額 + 50円）

【発効日】令和6年10月1日(火)

★ 助成金のご案内 ★

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「**業務改善助成金**」等、様々な支援策を設けています。

また、富山県において、業務改善助成金の上乗せ補助として「**富山県賃上げサポート補助金**」が設けられています。是非御活用ください。

【業務改善助成金】

○ 問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター Tel：0120-366-440

○ 申請先

富山労働局 雇用環境・均等室 Tel：076-432-2728

住所：〒930-8509 富山市神通本町1-5-5



【富山県賃上げサポート補助金】

○ 申請・問い合わせ先

富山県 商工労働部 労働政策課 Tel：076-444-8897

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1-7



【キャリアアップ助成金】賃金規定等改定コース（業務改善助成金と併給できない場合があります。）

上記支援策とは別に有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に、引上率に応じて助成が受けられます。

○ 申請・問い合わせ先

富山労働局 助成金センター Tel：076-432-9172

住所：〒930-0008 富山市神通本町1-6-9

MIPSビル



★最低賃金に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は県内の労働基準監督署へ